

**令和 2 年第 II 回 監査論【講評】**

短答式試験，おつかれさまでした。

今回の短答式試験の問題数は，最近の傾向通り 20 問でした。また，出題実績のない分野からの出題はありませんでした。全体の難易度としては，**前々回の 2019 年第 II 回（2019 年 5 月実施），前回の 2020 年第 I 回（2019 年 12 月実施）と比べて，易化した**といえます。

今回の試験の特徴としては以下が挙げられます。

- ・ 監査実施論からの出題が 2 問とさらに減少した。
- ・ 複数問出題されている分野が多かった。
- ・ 例年に比べ，前半の問題が解きやすかった。
- ・ 問題文の読み取りが難しい肢や細かな規定の肢が含まれている問題もあったが，消去法で正答に辿り着ける問題が多かった。

今回はこのような試験傾向であったため，比較的实力が反映されやすい問題であったのではないかと感じています。

次に，出題範囲については，ここ数年の短答式試験の傾向どおり **幅広く様々な論点から出題**されています。具体的には，財務諸表監査総論から 2 問，監査主体論から 2 問，監査実施論から 2 問（リスク・アプローチ監査，監査サンプリング，訴訟事件，確認，経営者確認書），監査報告論から 3 問（監査意見の形成，除外事項，監査上の主要な検討事項，継続企業の前提，比較情報の監査），公認会計士法から 2 問，会社法監査制度から 2 問，監査基準論，監査の品質管理，不正リスク対応基準，金融商品取引法監査制度，四半期レビュー，内部統制監査，特別目的の財務諸表及び個別の財務表等の監査から 1 問ずつ出題されています。

なお，**監査論の短答直前答練第 1 回で頻出分野として掲げた 16 分野から 18 問出題されており**ます。そのため，例年通り重要性の低い分野にこだわりすぎず，**重要性の高い頻出分野について網羅的に学習していたかどうかで点数差がついた**試験であったと感じています。

今回の短答式試験の難易度は，正答したい A ランクの問題が 14 問，正答が可能な B ランクの問題が 5 問，正答することが難しい C ランクの問題が 1 問でした。

なお，今回の試験の目標点は，A 問題については 14 問中 12 問，B 問題については 5 問中 2 問（C 問題は不正解で構わない）正答していただきたいので，**70 点**になります。

# 令和2年公認会計士試験

## 第II回短答式試験

### 監査論・解答解説

#### 問題 1

正解 5 (難易度: A)

- ア. × 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。このように、**監査人が表明する適正性に関する意見は、財務諸表の適正表示について保証を与えるものであり、企業の財政状態、企業活動の有効性や効率性等について保証を与えるものではない。**したがって、本肢は誤りとなる（「監査基準」第一、監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」A 1 項）。
- イ. ○（「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 2 (2)、監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」5 項）
- ウ. × **公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とするが、被監査企業から監査上の報酬を得るという契約形態は、監査人の独立性を損なう利害関係とは考えられていない。**したがって、本肢は誤りとなる（「公認会計士法」第 2 条第 1 項）。
- エ. ○（「監査基準の改訂について(H14)」三 9 (1)③）

#### 問題 2

正解 2 (難易度: A)

- ア. ○（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」4 項, 12 項(2)①）
- イ. × 監査人は、監査の各段階において、監査役等と連携を図ることが求められているが、この**連携は、監査人と監査役等が自らの責任を認識したうえで、各々の監査をより効果的かつ効率的に実施するために求められているものである。**また、財務諸表監査は監査役等の責任を軽減するものではないため、**監査人と監査役等が監査の業務を分担して実施することはない。**したがって、本肢は誤りとなる（「監査基準」第三 — 7、監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」4 項）。
- ウ. ○（監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」2 項, 4 項(2)②）
- エ. × **経営者は、自社に関する重要な機密情報を含む、経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報を監査人に提供する責任がある。**したがって、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」12 項(2)③）。

## 問題 3 正解 6 (難易度: B)

- ア. × **公認会計士法は昭和 23 年 (1948 年) に制定されたが、公認会計士の使命及び職責は、平成 15 年 (2003 年) の公認会計士法の改正によって規定された。**つまり、制定当初においては、公認会計士の使命及び職責は定められていなかったため、本肢は誤りとなる。
- イ. × **特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与することができる。**したがって、本肢は誤りとなる (「公認会計士法」第 34 条の 10 の 2 第 4 項)。
- ウ. ○ (「公認会計士法」第 34 条の 24, 第 34 条の 27 第 1 項第 3 号, 第 34 条の 33 第 1 項, 第 34 条の 32 第 1 項, 第 34 条の 10 の 6 第 7 項, 第 8 項)
- エ. ○ 公認会計士や監査法人に業務停止命令が下された場合には、善意の被監査会社が財務諸表監査を受けられなくなるという問題が生じるなど、被監査会社に不当な負担を課すことになる。そのため、公認会計士個人及び監査法人に対する行政処分を多様化することを目的として、課徴金制度が導入された。

## 問題 4 正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ (「公認会計士法」第 34 条の 10 の 6 第 7 項, 第 8 項)
- イ. × **無限責任監査法人は、「特定の証明について」一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。**したがって、無限責任監査法人は、一部の監査証明業務だけに当該制度を採用することも認められているため、本肢は誤りとなる (「公認会計士法」第 34 条の 10 の 4 第 1 項)。
- ウ. ○ 「公認会計士法」第 34 条の 10 の 2 第 1 項, 第 2 項)
- エ. × **特定社員であるか否かにかかわらず、監査法人の社員には競業禁止の義務が課せられている。**したがって、特定社員には競業禁止の義務が課せられていないとした本肢は誤りとなる (「公認会計士法」第 34 条の 14)。

## 問題 5 正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ (「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項第 3 号)
- イ. ○ 特定募集等に該当する場合、有価証券届出書に代えて、より簡易な有価証券通知書を提出することが認められている。また、有価証券通知書には財務諸表が含まれていないため、有価証券通知書に対する監査証明は不要である (「金融商品取引法」第 4 条第 5 項, 第 6 項, 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第 1 条各号参照)。

- ウ. × 公認会計士又は監査法人は、年度監査、中間監査、四半期レビューのそれぞれについて概要書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。しかし、公認会計士又は監査法人が**内部統制監査も実施している場合には、年度監査の監査概要書に、内部統制監査に関する事項の概要を併せて記載する**。したがって、単独で内部統制監査に関する概要書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないとした本肢は誤りとなる（「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第 5 条第 2 項第 1 号、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」第 8 条）。
- エ. × **訂正内部統制報告書は監査証明を受ける必要がない**。また、訂正内部統制報告書に対する監査証明は不要であるため、**当該監査に関する監査概要書も提出する必要はない**。したがって、本肢は誤りとなる（「内部統制府令ガイドライン」1-1）。

## 問題 6

正解 6 （難易度：A）

- ア. × 会計監査人設置会社において、会計監査人の監査対象となる計算書類には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（注記の一覧）が含まれるが、**事業報告は計算書類には含まれない**。また、**事業報告は、会計監査人の監査対象にもならない**。したがって、本肢は誤りとなる（「会社法」第 435 条第 2 項、第 436 条第 2 項第 1 号、「会社法計算規則」第 59 条第 1 項）。
- イ. × **親会社の監査役である者は、その子会社の会計監査人になることができないのみならず、社外監査役になることもできない**。したがって、本肢は誤りとなる（「会社法」第 2 条第 1 項第 16 号ハ）。
- ウ. ○ （「会社法」438 条第 2 項、439 条、「会社計算規則」135 条第 1 項第 2 号）
- エ. ○ （「会社計算規則」130 条第 5 項第 2 号）

## 問題 7

正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ （「会社計算規則」第 127 条第 4 号）
- イ. × 監査役会と監査役の監査報告の内容が異なる場合、監査役会の監査報告において、その内容を付記することができる。また、**監査委員会、監査等委員会の監査報告においても委員会と各委員の意見が異なる場合は、その内容を付記することができる**。したがって、後半部分の記述が誤っているため、本肢は誤りとなる（「会社計算規則」第 123 条第 2 項柱書、第 128 条第 2 項柱書、第 128 条の 2 第 1 項柱書、第 129 条第 1 項柱書）。
- ウ. × **監査役会設置会社においては、当該監査役会に属する監査役の半数以上は、社外監査役でなければならない**。また**監査委員会と監査等委員会においては、当該委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならない**。そのため、本問においては、監査役会が 4 人で構成されている場合には、社外監査役は 2 人以上必要であり、監査委員会と監査等委員会が 4 人で構成されている場合には当該委員会に属する社外取締役はいずれも 3 人以上必要である。したがって、本肢は誤りとなる（「会社法」第 331 条第 6 項、第 335 条第 3 項、第 400 条第 3 項）。

エ. ○ (「会社法施行規則」第 124 条第 1 項第 4 号イ)

**問題 8**

正解 5 (難易度: A)

- ア. × 監査人は、四半期レビュー手続を実施した結果、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な手続を実施しなければならない。このように、追加的な手続を実施するか否かの判断は、四半期レビュー手続を実施した結果を踏まえて行うものである。したがって、**四半期レビューの当初の計画において追加的な手続の実施を織り込む必要はない**ため、本肢は誤りとなる(「四半期レビュー基準」第二 7)。
- イ. ○ (監査・保証実務委員会報告 83 号「四半期レビューに関する実務指針」20 項)
- ウ. × 監査人は、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を利用する場合には、利用する程度及び方法を決定しなければならない。この点、四半期レビューは、年度の財務諸表監査よりも保証水準を低くすることができる保証業務であるため、他の監査人によって行われた四半期レビュー等の結果を**利用する程度及び方法は、年度の財務諸表監査と同一でなければならない**わけではないため、本肢は誤りとなる(「四半期レビュー基準」第二 12)。
- エ. ○ (「四半期レビュー基準」第三 8)

**問題 9**

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 内部統制監査の目的は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。このように、**内部統制監査は、「財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果」という経営者の主張が存在することを前提に、当該主張の適正性について意見を表明することを目的としているので、監査人が直接、内部統制の有効性についての意見を表明するものではない**。したがって、本肢は誤りとなる(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」Ⅲ 1)。
- イ. ○ (「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 2)

- ウ. ○ 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、例えば、各事業拠点の売上高等の金額の高い拠点から合算していき、連結ベースの売上高等の概ね3分の2程度に達するまでに含まれる事業拠点を評価の対象とする。しかし、この方法によって評価の対象となった事業拠点が、① 前年度に重要な事業拠点として評価範囲に入っていること、② 前年度の当該拠点に係る内部統制の評価結果が有効であること、③ 当該拠点の内部統制の整備状況に重要な変更がないこと、④ 重要な事業拠点の中でも、グループ内での中核会社でないなど特に重要な事業拠点でないことを確認できた場合には、当該事業拠点を本年度の評価対象としないことができると考えられる。この場合、結果として、評価対象とする事業拠点の売上高等の合計額が、連結ベースの売上高等の概ね3分の2を相当程度下回ることもあり得る（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅱ(2)①(注2)）。
- エ. × 監査人は内部統制監査の実施において、内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、その内容及びその是正結果を取締役会及び監査役等に報告しなければならない。しかし、**開示すべき重要な不備以外の不備を発見した場合には、監査人は適切な管理責任者に適時に報告しなければならないとされているが、会社に対して是正を求めることまでは求められていない**。したがって、本肢は誤りとなる（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」Ⅲ3(1)、(5)）。

## 問題10

正解 1 (難易度：B)

- ア. ○ (「監査における不正リスク対応基準」第三 8, 「監査における不正リスク対応基準の設定について」二4(4)⑤, 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」F32-2項)
- イ. ○ (品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」34項, A37項)
- ウ. × 監査事務所は、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、追加で審査担当者を選任することもあれば、適格者で構成される会議体により審査を実施することもある。なお、**当初の審査担当者が、識別した疑義に対応する必要な適格性を有している場合もあるため、追加の審査担当者を選任しないこともある**。したがって、本肢は誤りとなる（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」F38-2項, FA42-2項）。
- エ. × 監査業務の定期的な検証とは、監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめるために、**完了した監査業務に対して実施する手続**である。したがって、監査意見を表明する前に実施するものではないため、本肢は誤りとなる（品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」11項(1)）。

## 問題11

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 平成 26 年の改訂で導入された準拠性に関する意見表明の形式は、一般目的の財務諸表を対象とした適正性に関する意見の表明を中心とした従来の我が国の監査基準の枠組みとの整合性にも十分配慮して、「**一般目的の財務諸表**」と「**特別目的の財務諸表**」とのそれぞれについて、「**適正性に関する意見**」の表明と「**準拠性に関する意見**」の**表明があり得る**ことを明らかにしている。したがって、一般目的の財務諸表に対して、準拠性に関する意見を表明する場合もあるため、本肢は誤りとなる（「監査基準の改訂について (H26)」二 1)。
- イ. ○ (「監査基準の改訂について (H30)」二 2 (1))
- ウ. ○ (「監査基準の改訂について (H30)」二 2 (2))
- エ. × 本来、守秘義務の対象は企業の秘密に限られるものであるが、我が国の監査基準が守秘義務の対象を「**業務上知り得た事項**」としていたために、一般的に企業に関する全ての未公表の情報が守秘義務の対象になり得ると考えられる傾向があった。これを受けて、令和元年の改訂において、守秘義務の対象が「**業務上知り得た秘密**」であることが明確にされた。したがって、**業務上知り得た企業に関する未公表の情報の全てが守秘義務の対象になるわけではない**ため、本肢は誤りとなる（「監査基準の改訂について (R1)」二 2)。

## 問題12

正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ (「監査基準の改訂について (H14)」三 2 (2))
- イ. × 外観的独立性を損なう利害関係は、法令によって具体的に規定されているが、**精神的独立性は監査人の心の状態であるため、法令等によって具体的に規定することはできない**。したがって、精神的独立性の具体的な判断基準が法令上規定されているとする本肢は誤りとなる（「公認会計士法」第 24 条など）。
- ウ. × 監査人はセーフガードを適用してもなお許容可能な水準にまで軽減又は除去することができないような独立性に対する阻害要因を認識した場合は、**契約を解除するかを判断しなければならない**。したがって、監査契約を解除してはならないとする本肢は誤りとなる（「独立性に関する指針」第 7 項）。
- エ. ○ 監査チームは、監査を実施する社員等及び専門職員から構成され、専門職員の定義には、監査事務所が雇用する専門家が含まれる。したがって、監査責任者は、公認会計士以外の専門家を含む監査チームのメンバーが監査事務所の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守していることを確かめなければならない（監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」第 6 項(5), (10), 第 10 項）。

## 問題13

正解 5 (難易度: B)

- ア. × **会計事務所等所属の会員**は業務、職業又は活動に従事するに当たっては、正当な注意を払わなければならない。したがって、監査人として払うべき**正当な注意は、審査担当者に対しても求められる**ため、本肢は誤りとなる（「倫理規則」第 10 条）。

- イ. ○ 職業的専門家としての正当な注意とは、監査人が職業的専門家として当然払うべき注意または職業的専門家として当然に期待されることの注意である。
- ウ. × 職業的懐疑心とは、経営者が誠実であるかどうかについて予断をもたないという監査人の姿勢を基礎としているので、**経営者の誠実性に対して、中立的な観点を保持すること**（経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定せず、常に疑うこと）**が必要**となる。したがって、職業的懐疑心について、経営者が不誠実であるとの前提を置くとする本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」12 項(11)）。
- エ. ○ 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができるが、このような場合であっても、監査証拠として利用する情報の信頼性を検討することは要求される（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」A20 項）

## 問題14

正解 2 （難易度：A）

- ア. ○ （監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」12 項，A69 項）
- イ. × アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を入手する場合、**質問だけでは十分でないことから、その他の監査手続を組み合わせて実施**する必要がある（監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」A25 項）。
- ウ. ○ （監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」13 項(1)，(2)）
- エ. × 監査人は実証手続として確認手続を実施すべきか否かを考慮し、適合性と証明力のある監査証拠を入手できると判断した場合に確認手続を実施する。したがって、**売掛金残高が重要である場合でも、重要な虚偽表示リスクの程度によっては確認手続を実施しないこともある**ため、確認手続を実施しなければならないとする本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」18 項，同 505「確認」2 項）。

## 問題15

正解 2 （難易度：B）

- ア. ○ （監査基準委員会報告書 530「監査サンプリング」10 項，A15 項）
- イ. × 監査人は、識別した訴訟事件等に関する重要な虚偽表示リスクを評価する場合、又は実施した監査手続によって重要な訴訟事件等が存在する可能性があると判断した場合には、企業の顧問弁護士と直接コミュニケーションをしなければならない。この場合、経営者によって作成され監査人によって発送される質問書によってコミュニケーションを行うことが要求されている。したがって、**企業の顧問弁護士との面談は、監査人が必要であると判断する場合に限られ、必ずしも必要なわけではない**ため、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 501「特定項目の監査証拠」9 項，A24 項）。



- ウ. ○ (監査基準委員会報告書 505「確認」 8 項)
- エ. × 経営者確認書は、企業の財務諸表監査に関連して監査人が求める必要な情報であり、**監査証拠である**。したがって、経営者確認書が監査証拠ではないとする本肢は誤りとなる (監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」 3 項)。

## 問題16

正解 2 (難易度 : A)

- ア. ○ (監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」11 項(4))
- イ. × 「**適正表示の枠組み**」は、その**財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ**、次の①②いずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

- ① 財務諸表の適正表示を達成するため、**財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の注記を行うことが必要な場合がある**ことが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。

したがって、適正表示の枠組みでは、適用される財務報告の枠組みの要求事項に準拠して財務諸表が作成されたとしても、監査人は、財務諸表が適正に表示されていると認めない場合があるという記述は正しいが、**①の要件を満たした適正表示の枠組みの場合、具体的に要求されている以上の注記が行われることで適正表示が達成される**ことから、具体的に要求されている以上の注記が行われたとしても財務諸表の適正表示が達成されることはないとする本肢は誤りとなる (監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 6 項(2))。

- ウ. ○ 例えば、ある国の財務報告の枠組みに準拠して作成されている財務諸表が、国際会計基準をどの程度遵守しているかを記載している場合等、財務諸表は、ある財務報告の枠組みに準拠して作成されるとともに、**追加的に、注記により他の財務報告の枠組みを遵守している程度について記載する場合がある**。このような記載は、補足的な財務情報を構成することがあり、財務諸表と明確に区別することができない場合には、監査意見の対象になる (監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 A15 項)。
- エ. × 監査人は、**継続企業を前提として財務諸表が作成**されている場合に、**継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でない**と判断したときには、**不適正意見を表明**しなければならない。したがって、意見を表明してはならないとする本肢は誤りとなる (監査基準委員会報告書 570「継続企業」 20 項)。

## 問題17 正解 5 (難易度：A)

- ア. × 否定的意見を表明する原因となる事項は、その性質上、監査上の主要な検討事項に該当するものであるが、その記載は、「監査上の主要な検討事項」区分ではなく「否定的意見の根拠」区分に記載することになる。しかし、**否定的意見を表明する原因となる事項以外に、監査上の主要な検討事項として記載すべき事項がある場合には「監査上の主要な検討事項」区分に記載する必要がある**ため、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」14 項(2)）。
- イ. ○（監査基準委員会報告書 570「継続企業」21 項）
- ウ. × 監査人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った事項を決定し、当該事項の中から更に、当年度の財務諸表の監査において、**職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定**しなければならない。ここで、監査人の検討事項は、財務諸表に表示又は開示されている事項に限られず、例えば、**財務諸表に表示又は開示されていない事項(未公表の情報)でも監査上の主要な検討事項になり得る**。よって、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」9 項、A36 項）。
- エ. ○（監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」24 項）

## 問題18 正解 6 (難易度：C)

- ア. × 特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、監査報告書の利用者の注意を喚起するため、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、**他の目的には適合しないことがある旨を「強調事項」区分に記載**しなければならない。よって、本肢は誤りとなる（「監査基準」第四 九）。
- イ. × 監査人は、企業の完全な一組の財務諸表に対する監査に併せて、個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査報告を行う場合、それぞれ別の業務として意見を表明しなければならない。しかし、**一つの監査報告書において完全な一組の財務諸表と個別の財務表又は財務諸表項目等に対する意見を表明することもできる**ため、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」12 項）。
- ウ. ○（監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」16 項）
- エ. ○（監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」15 項）

## 問題19

正解 4 (難易度: B)

- ア. × 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書の「**その他事項**」の区分に、**対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない**。したがって、当該記載を「強調事項」区分に行うとする本肢は誤りとなる。(監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」13項)。
- イ. ○ (監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」10項(2), A4項)
- ウ. ○ 前年度の財務諸表を前任監査人が監査している際に、監査報告書の「その他の事項」区分において前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を記載する場合は、当該記載をすることが法令等によって禁止されておらず、かつ監査人がそれを記載することにした場合である。したがって、前年度の財務諸表を前任監査人が監査している場合であっても、前任監査人が対応数値を監査している旨及びその意見を監査報告書に記載しないことがあるため、本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」12項)。
- エ. × 監査人は、前任監査人が以前に無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、**適切な階層の経営者及び監査役等に報告するとともに、前任監査人を含め三者間で協議するよう求めなければならない**。したがって、当該事項に係る報告は前任監査人ではなく適切な階層の経営者、監査役等に対して行う点、また、当該事項に係る協議は適切な階層の経営者、監査役等、前任監査人の三者で行うものであり、監査人は協議に参加することは求められていない点において、本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」17項)。

## 問題20

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 四半期レビューについては、年度監査と同様の合理的保証を得ることを目的としているものではないことから、「**不正リスク対応基準**」は**四半期レビューには適用されない**。そのため、四半期レビューの過程において、**四半期財務諸表に不正による重要な虚偽の表示の疑義**に相当するものがあると判断した場合など、四半期財務諸表の重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合には、監査人は、**四半期レビュー基準に従って、追加的手続を実施する**。よって、本肢は誤りとなる(「監査における不正リスク対応基準の設定について」二3(3))。
- イ. ○ (「監査における不正リスク対応基準」第二18)。
- ウ. ○ (「監査における不正リスク対応基準」第二11)

- エ. × 監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在すると判断した場合には、想定される不正の様態等に直接対応した監査手続を立案し監査計画を修正しなければならない。ここで、**不正による重要な虚偽の表示の疑義**とは、① 監査人が、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて**経営者の説明に合理性がないと判断**した場合に加えて、② 識別した不正リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した**追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合**も該当するため、①のケースに限定している本肢は誤りとなる（「監査における不正リスク対応基準」第二 11, 12）。